

水道施設への太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA） 提案説明書

1. 趣旨

本実施要領は、札幌市水道局が所有する水道施設に太陽光発電設備を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

水道施設への太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA）

(2) 事業場所

別添仕様書のとおり

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり

(4) 担当部署

札幌市水道局総務部企画課企画調整担当

TEL : 011-211-7014 e-mail : suido-kikaku@city.sapporo.jp

3. 補助金

本事業は、事業者の提案に基づく補助金を活用することとし、事業者の責任において提案の補助金の申請を行うものとする。設備について、対象となる補助金の実施要領等に準拠し交付要件を満たすよう十分に考慮すること。

なお、活用を想定している補助金は以下のとおり。（交付要件を満たせば他の補助金の活用も可）

- ・ 水インフラにおける脱炭素化推進事業（環境省）
- ・ 新エネルギー設備導入支援事業費補助金（北海道）

4. 参加資格等

(1) 事業者の構成

ア 応募者は、単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者とする。

イ 共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。

ウ 共同事業者の場合は、代表となる企業を定めるほか、構成企業の役割を明確にすること。

エ 応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

(2) 事業者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とし、参加意向申出書の提出をもって下記要件をすべて満たしていることを誓約したものとみなす。なお、共同事業者の場合、ア～エは共同事業者総体で満たすこととし、オは全ての構成員が満たさなければならない。

ア 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

イ 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

ウ 本事業と類似の事業履行実績として、過去5年度の期間において実績を有すること。なお、類似の事業とは、以下の事業をいう。

- ・企業、地方公共団体へのPPA事業の契約実績
- ・企業、地方公共団体所有施設または土地等における、太陽光発電パネルの設置事業の実績等（選定・契約・受注段階も可）

エ 設備の設計・建設期間中の実施体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

- ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者（外部委託含む）の中でも構わない。

オ 以下のいずれの項目にも該当しないこと。

(ア) 契約を締結する能力を有しない者

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。

(エ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。

(オ) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者、また札幌市暴力団排除条例（平成25年札幌市条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者

(キ) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にある者

5. 提出書類

- (1) 参加意向申出書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 参加資格に係る書類

「4（2）事業者の参加資格」を証明する以下の書類を添付すること。

ア 類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

イ 電気主任技術者の資格証の写し

ウ 登記事項証明書

エ 申出書（様式3）

オ 賃借対照表及び損益計算書

カ 納税証明書（市区町村税及び消費税）

※ウ～カについては、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録している者については、提出を要しないものとする。

- (4) 企画提案書

ア 企画提案書提出届（様式4）

イ 事業の実施内容（様式5）

ウ 事業実施体制（様式6）

エ 過去の類似業務実績（様式7）

オ チェックリスト（様式8）

6. 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。なお、企画提案書作成に係る参考資料として、参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、「別紙1 参考資料」に示す電子データを交付する。交付方法については別途指示する。

- (1) 事業の実施内容（様式5）

ア 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 蓄電池設備容量

- ・各施設における想定設備容量（蓄電池出力（kW）及び容量（kWh））を検討すること。導入の可否は事業者提案による（必須ではない）。
- ・主な使用目的は、施設の使用電力と想定発電電力の需給調整等による余剰電力の有効活用であり、充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ・対象施設2 施設には既存の非常用発電機が設置されているため、非常時の施設

負荷への供給は想定していない。

- ・蓄電池の設置場所は、電気室等屋内に設置スペースがある場合には屋内を優先し、設置スペースが確保できない場合に屋外設置を検討することとする。

エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量(kWh) (余剰電力が発生する場合は各施設内で消費される年間発電電力量) 及び自給率(%) (施設の年間使用電力量に対する自家消費される電力量の割合) を検討すること。検討にあたっては、全施設合計の自家消費電力量 (kWh) が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(令和7年3月環境省地球環境局公表)で定められている0.438kg-CO₂/kWhを使用すること。

オ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に耐えうる構造であること。なお、札幌市での設計積雪量は1.4mであることに注意すること。また、反射光による光害対策についても配慮すること。

カ 既存設備との連携・事故防止策

- ・既設設備の改修範囲・内容、非常用自家発電設備運転・停止時及び施設側の事故発生・復帰時における発電設備の動作、高調波対策等について記載すること。
- ・雷害対策、保護協調及び逆流対策等の事故防止策について記載すること。

キ 自家消費料金単価

- ・単価は事業期間中一定とし、市より提示した上限単価をもとに提案すること。上限単価は、参加資格審査結果決定通知送付後に提示する。単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・単価は各施設一律、または施設ごとに提案するものとする。
- ・国や道の補助金等の活用が可能な場合は、当該補助金の名称と、活用した場合の単価を示すこと。
- ・単価の計算根拠資料を添付すること。
- ・提案単価は、契約候補者決定以降の変更は原則認めない。

ク その他独自提案(必須ではない)

- ・余剰電力が生じた場合の電力活用に関する提案
- ・札幌市の地域特性を踏まえた独自提案
- ・地域貢献、地域への波及効果 等

(2) 事業実施体制（様式6）

ア 事業実施体制図

イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ 市内企業の活用の提案

エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ 代表事業者の経営状況（5年間）

賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等

カ 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

キ 故障、緊急時の対応体制図

ク 事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること

ケ 事業実施に関する保証

設備の導入、運転期間中までにかかり設定するすべての保証内容

(3) 過去の類似業務実績（様式7）

実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。
（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

(4) チェックリスト（様式8）

企画提案書に記載をしたものに○をつけ、一部事項についてはその概要を記載すること。

7. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

紙資料は下記部数とし、そのほかPDF ファイル形式等の電子データを電子記録媒体（DVD 等）1 枚に保存し、直接持参または郵送とする。なお、郵送の場合は、簡易書留やレターパックなど配達記録や追跡サービス付きのものにより提出期限までに必着するよう送付すること。

- ・参加意向申出書（様式1）、会社概要（様式2）、参加資格に係る書類：各1部
- ・企画提案書（正本1部、副本9部）

(2) 提出期限

ア 参加意向申出書（様式1）、会社概要（様式2）、参加資格に係る書類
令和7年10月15日（水）16時（必着）

- ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、上記の提出期限から5日以内を目途に参加資格審査結果を通知する。

- ・提案資格があると認められた者に対し、「別紙1 参考資料」に示す電子データを交付する。
- ・参加意向申出書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式9）を提出すること。

イ 企画提案書

令和7年12月19日（金）16時（必着）

（3）提出先

〒060-0041 札幌市中央区大通東11丁目23番地

札幌市水道局総務部企画課 担当：尾崎、巽

電話：011-211-7014 FAX：011-232-1740

e-mail：suido-kikaku@city.sapporo.jp

8. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・正本1部には、提案者事業者名を記載すること。
- ・副本9部には、提案事業者名を特定できる表現（企業名・ロゴ等）は一切記載しないこと。
- ・A4版またはA3版とすること。A3版の場合は三つ折りにして綴じること。
- ・枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめ、ページの通し番号を付すこと。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- ・提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ・上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- ・表紙をつけ、表題を記載すること。
- ・提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。
また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

9. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式10）を提出するものとする。

（1）質問受付

ア 受付期間

令和7年10月1日（水）～11月4日（火）16時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「水道施設への太陽光発電設備導入事業（オンサイトPPA）に関する質問」とすること。

ウ 提出先

担当課のEメールアドレスに提出すること。

（2）回答

令和7年11月11日（火）16時までに、次のURLのホームページ上にすべて

の質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

URL : <https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/proposal/index.html>

10. 企画提案の審査・スケジュール

(1) 契約候補者の選定方法

- ア 札幌市が設置する本企画競争の実施委員会において、「別紙2 評価基準」に示す評価項目及び配点に基づき提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの総合評価により審査する。
- イ 契約候補者は、各委員評価点の平均が、満点の6割以上の提案者の中から選定する。
- ウ 各委員の評価点を合計し、総合点の高い順に順位を決定する。また、採点の結果、最も高い総合点と同数の場合は、1位をつけた委員数の多い提案者を契約候補者として選定する。なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。
- エ 上記「ウ」で選定した結果、契約候補者が選定されていない候補施設が残る場合、第1順位の契約候補者が提案する施設と重複しない提案をした者のうち、最も順位の高い提案者を契約候補者として選定する。
- オ 提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合に、契約候補者として選定する。

(2) スケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

	項目	日程
1	企画競争実施の告示	令和7年10月1日(水)
2	質問受付	令和7年10月1日(水) ～11月4日(火)
3	参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限、施設見学申し込み期限	令和7年10月15日(水)
4	参加資格審査結果通知、別紙1の参考資料の送付、施設見学日程等通知	令和7年10月22日(水)まで
5	施設見学期間	令和7年10月27日(月) ～10月31日(金)
6	質問受付期限	令和7年11月4日(火)
7	質問に対する回答のホームページへの掲載	令和7年11月11日(火)
8	企画提案書の提出期限	令和7年12月19日(金)

9	一次（書類）審査	令和8年1月14日（水）
10	二次（ヒアリング）審査	令和8年1月21日（水）
11	契約候補者の発表（審査結果通知）	令和8年1月28日（水）
12	協定の締結	2月以降

（3）施設見学

本市が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和7年10月15日（水）までに「施設見学希望届」（様式11）を担当課へEメールで提出するものとする。

なお、施設見学にあたっては、企画課及び施設管理者の指示に従うこと。

見学期間は、令和7年10月27日（月）～10月31日（金）の間で申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。原則1日につき1グループとする。

（4）一次（書類）審査

提案書類の審査を円滑に進める目的から、二次（ヒアリング）審査の前段において、有効な提案書類をもとに審査し、上位と評価された3者を、二次（ヒアリング）審査対象者として選定する。ただし、審査対象者が3者以下にあっては、一次（書類）審査を省略し、二次（ヒアリング）審査に移行する。

ア 日時

令和8年1月14日（水）（予定）

イ 一次審査の結果

一次審査通過者は3者程度とする。また、確定後速やかに対象者全員に、参加意向申出書に記載されたメールアドレスに通知するが、審査の過程は公表しない。

（5）二次（プレゼンテーション・ヒアリング）審査

ア 日時

令和8年1月21日（水）（予定）

イ 会場

札幌市水道局会議室（予定） ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1企画提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

オ その他留意事項

- ・ ヒアリング審査は、提案者名を伏せて行うため、声掛けや企画提案書においては、提案者名を匿名や黒塗りなど必要な措置を行う。
- ・ 出席者は3名までとする。

(6) 選定結果の通知、結果に対する疑義の申立て

選定結果は、二次（ヒアリング）審査後、参加者全員に、参加意向申出書に記載されたメールアドレスに通知する。また、審査の結果については、ホームページに掲載し、公表する。なお、選定結果に対する疑義がある者は、通知があった日から起算して3日以内（休日を除く）に7（3）へ疑義の申立てを書面（様式自由）により求めることができる。

(7) 協定の締結について

選定した契約候補者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受けたのち、当該事業者と事業化に向けた協定を締結するものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は札幌市に帰属する。

イ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

(4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため札幌市と契約候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

12. 失格要件

参加意向申出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- エ 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき
- オ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。

別紙1 参考資料

- 1 参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、交付する電子データ
 - ・各種図面（敷地配置図、単線結線図、受変電設備図等）
 - ・1年間の電力使用量の30分値
 - ・電力料金単価の上限価格

別紙2 評価基準

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点
技術提案に関する事項 (50点)			
実施方針	実施方針、システム構成図等に具体性及び妥当性があるか。	1	5
導入設備	太陽光発電設備定格出力(kW)、パワーコンディショナ最大定格出力(kW)について、妥当性があるか。	1	5
	導入予定施設数が多い提案となっているか。	1	5
設備設置仕様	太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、設備仕様は具体性及び実現性があるか。	1	5
	風圧・積雪・地震等に耐えうる構造か。	1	5
	施設周辺への配慮(反射光・日影・輻射熱・騒音・振動等)は考慮されているか。	1	5
既存設備との連携	非常用自家発電設備の運転・停止時、施設側の事故発生・復帰時における太陽光発電設備の動作、高調波対策について、施設側に障害を生じさせない提案となっているか。	1	5
事故防止策	雷害対策、保護協調及び逆潮流対策等の検討がされており、事故防止の提案がされているか。	1	5
創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余剰電力が生じた場合の電力活用に関する提案があり、具体性及び実現性があるか。 ・ 札幌市の地域特性を踏まえた独自提案があるか。 ・ 地域貢献、地域への波及効果の提案があるか。 ・ その他創意工夫の提案があり、具体性及び実現性があるか。 	2	10
実施体制 (25点)			
工事遂行能力	実施体制、施工スケジュールは明確で実現性があるか。	1	5
市内企業の活用	市内事業者の活用の提案はなされているか。	1	5
業務遂行能力	維持管理・メンテナンス等の計画、実施体制は具体性・妥当性があるか。	1	5
財務状況	経営状況、資金調達等に問題がないか。(経常利益、黒字年数、自己資本比率等)	1	5
リスク対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。(損害保険の補償額、適用範囲等)	1	5
実績 (10点)			
類似実績	過去に類似する施工・運用実績があり、問題なく実施が見込めるか。	2	10
その他 (15点)			
提案単価に対する技術提案内容の高度さ	温室効果ガス排出削減量(t-CO ₂ /年)/提案単価(円/kWh)が大きいか	3	15